

第17号議案 令和4年度長崎市一般会計予算

目次

(予算科目)

【6款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農業委員会費】

(事業名)

(予算説明書)

農業委員・推進委員活動費 P 1～3 P 204～205

農 業 委 員 会
令 和 4 年 2 月



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
204～ 205	6 農 林 水産業費	1 農業費	1 農 業 委員会費	2-1	農業委員・推進委員 活動費	千円 31,848

1 概要

農業委員会においては、農地法に基づく農地転用や権利移動等の許認可事務のほか、農地の利用状況調査により判明した遊休農地所有者に対し利用意向調査を行い、今後の意向を把握するとともに、すでに山林化した農地の非農地判断を行い、守るべき農地の明確化や実態に即した農地台帳の整備に努めている。

また、主たる使命である「農地等の利用の最適化の推進」のため、議会の同意を得て市長から任命された農業委員と、農業委員会から委嘱された農地利用最適化推進委員が、地域の農業者からの相談対応や集落の話合いにおける中心的な役割を担うほか、農地中間管理機構等の関係機関と密接に連携しながら、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進のための活動を積極的に行っている。

令和4年度は、国の新たな経済対策の中で、農地の集積・集約化を加速化することが位置づけられ、農業委員会の委員が、現場で農地等の利用状況や出し手・受け手の意向等を効率的かつ速やかに把握し、その情報をデータベースに反映し関係機関等と共有していくことが重要とされていることから、タブレット端末を導入し農業委員会の体制整備を図る。

2 事業内容

(1) 委員報酬

【25,895千円】

ア 月額報酬 (21,741千円)

(ア) 会長 (1名)	月額 62,100円
(イ) 農業委員 (18名)	月額 47,200円
(ウ) 農地利用最適化推進委員 (24名)	月額 37,500円

イ 年額報酬 (4,154千円)

※ 農地等の利用の最適化の推進に係る活動及び成果実績報酬

(2) 活動経費

【5,953千円】

ア 農地の利用状況調査、利用意向調査及び非農地判断 (1,283千円)

管内農地の利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者に対し、農地中間管理機構への農地貸付等の意向調査を行い、貸し出す意向を示した農地リストを同機構へ提供し、認定農業者などの地域の農業の担い手へその農地を貸し付けることで、農地集約と利用促進を図る。

また、利用状況調査の結果、農地の現況が一体的に山林化して再生困難な場合は、農業委員会総会での審議を経て、非農地判断業務を実施する。

イ タブレット端末導入 (1, 536千円)

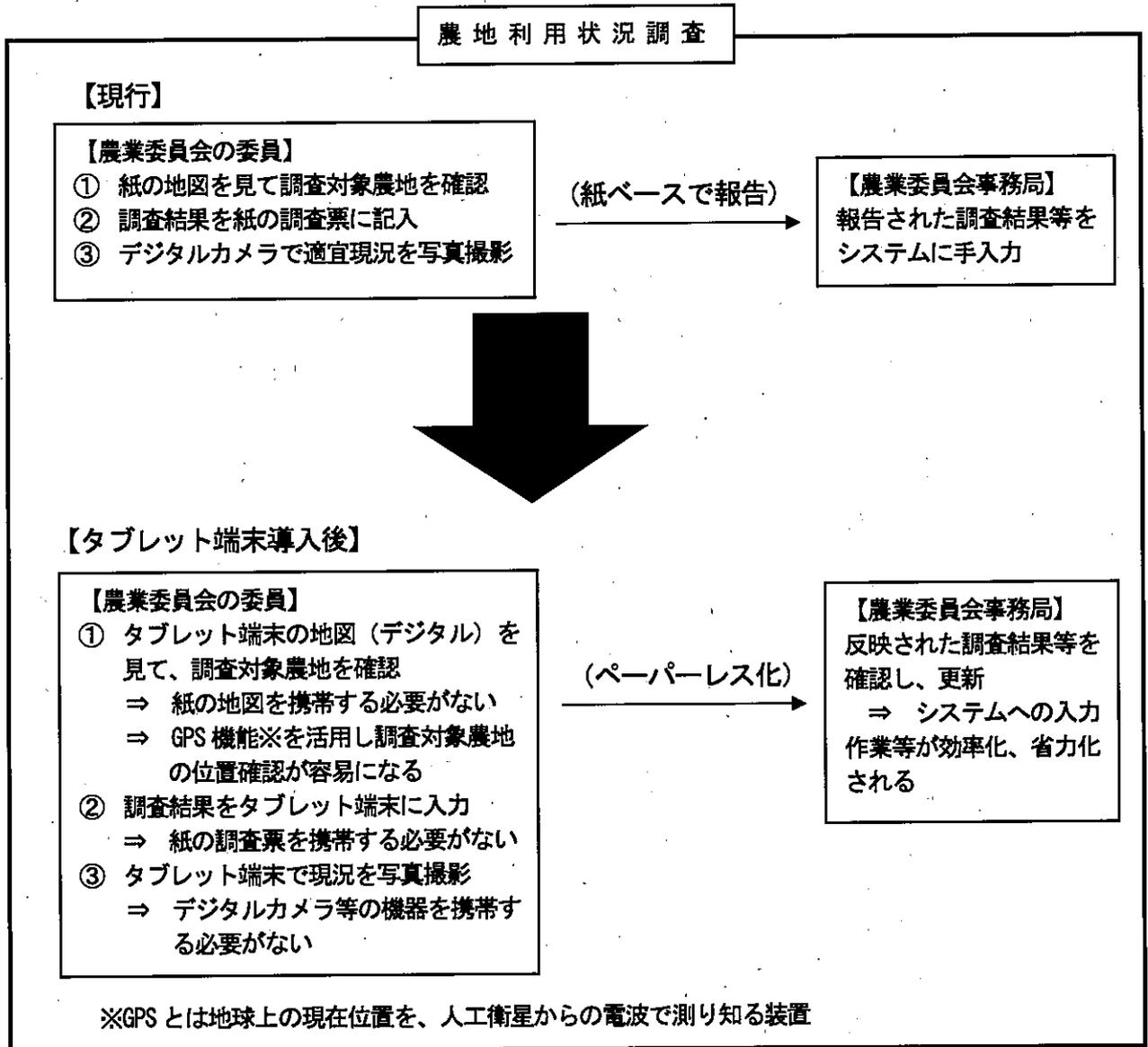
(ア) タブレット端末購入台数 24台

(イ) 導入に係る経費 1,536,000円

・購入費 960,000円 (@40千円×24台)

・通信費 576,000円 (@2千円×24台×12か月)

(ウ) 活用イメージ



ウ その他経費(旅費、通信運搬費ほか) (3, 134千円)

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金 ※1	地方債	その他 ※2	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
31,848	—	6,973	—	2	24,873

※1 長崎県機構集積支援事業交付金 及び 長崎県農地利用最適化交付金
並びに 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業補助金 【補助率:定額】

※2 保険料個人負担金

農業委員及び農地利用最適化推進委員の主な業務

事 項	主 な 業 務
(1) 農委法第6条第1項に基づく業務 農地法その他の法令による、農業委員会の権限事項	(ア) 総会の出席（毎月） 農地の権利移動や転用等の許可・決定等
	(イ) 農地の権利移動や転用等に係る現地確認 (案件の都度)
(2) 農委法第6条第2項に基づく業務 農地等の利用の最適化の推進	①担い手への農地利用の集積・集約化
	(ア) 農地所有者等への農地の意向調査（随時）
	(イ) 農地の出し手と受け手の調整（随時）
	(ウ) 農地中間管理機構との連携活動（随時）
	(エ) 地域（集落）における話し合いへの参加（随時） ※ 話し合いの場での中心的な役割を担う
	②遊休農地の発生防止・解消
	(ア) 農地パトロール（農地利用状況調査） ※ 重点月間：8月
	(イ) 遊休農地の利用意向調査 ※ 重点月間：11月～2月
	(ウ) 遊休農地の活用についての相談活動（随時）
	(エ) 非農地判断業務（随時）
	③新規参入の促進
	(ア) 新規就農者、新規参入者への相談活動（随時）
(イ) 新規就農者、新規参入者の農地確保に向けて、農地所有者や地域との調整（随時）	
(3) 農委法第6条第3項に基づく業務	(ア) 農業一般に関する情報提供等
(4) 農委法第38条に基づく業務	(ア) 農地等の利用の最適化の推進に関する施策等についての意見書の提出（年1回）

※ 表中の農委法：農業委員会等に関する法律